

議案第44号

阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部改正について

阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月4日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例(平成27年阿見町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「常勤の職員の員数」を「常勤の職員の員数(地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。))にすることができる。次項において同じ。))」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項第2号の表中「前項各号」を「第1項各号」に、「前項第1号」を「第1項第1号」に、「前項第2号」を「同項第2号」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
(職員に係る基準及び当該職員の員数) 第3条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する<u>常勤の職員の員数</u>は、原則として次のとおりとする。 (1)～(3) (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。 (1) (略) (2) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると町の地域包括支援センター運営協議会において認められた場合 (略)	(職員に係る基準及び当該職員の員数) 第3条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する<u>常勤の職員の員数(地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。))によることができる。次項において同じ。)</u>は、原則として次のとおりとする。 (1)～(3) (略) 2 前項の規定にかかわらず、<u>地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者のうちから2人とする。</u> 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。 (1) (略) (2) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると町の地域包括支援センター運営協議会において認められた場合 (略)	

現行		改正後		備考
おおむね1,000人未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから1人又は2人	
おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>前項第1号</u> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の <u>前項第2号</u> 又は第3号に掲げる者のいずれか1人	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>第1項第1号</u> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の <u>同項第2号</u> 又は第3号に掲げる者のいずれか1人	

【主な改正の理由】

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準省令の一部改正に伴い、町条例について所要の改正を行うもの。

【改正の概要】

地域包括支援センターの職員の員数について、地域包括支援センター運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることができることとする。

地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数のセンターが担当する区域ごとの第一号被保険者の数を合算した数について、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとにセンターに配置すべき 3 職種の常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することをもって配置基準を満たすものとする。